

小山市人事行政の運営等の状況のお知らせ

市の人事行政の公正性・透明性を高めるため、「小山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市民の皆様へ、本市職員の任用、給与、勤務条件などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況（平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日採用者）

試験区分		受験者	最終合格者	競争率
事務職員	一般事務	257 人	25 人	10.2 倍
	自己アピール採用 (一般事務)	10 人	2 人	5 倍
	身体障がい者対象 (一般事務)	1 人	0 人	—
技術職員	土木技師	15 人	3 人	5 倍
	建築技師	5 人	2 人	2.5 倍
	保健師	4 人	2 人	2 倍
	保育士	21 人	2 人	10.5 倍
	紬織士	21 人	1 人	21 倍
消防職員		47 人	11 人	4.2 倍
合計		381 人	48 人	—

(2) 昇任の状況（平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日）

昇任試験及び小山市職員試験委員会における選考により昇任を行っています。

職名	昇任者数	職名	昇任者数
参事	9 (1) 人	係長	29 (8) 人
副参事	13 (2) 人	主任	24 (9) 人
主幹	16 (5) 人	主査	8 (6) 人
副主幹	20 (7) 人	業務主任	2 (1) 人

※ カッコ内は女性職員数です。

※ 消防職は含みません。

(3) 再任用制度及び任期付職員制度の実施状況（平成26年4月1日現在）

本格的な高齢社会に対応するため、職員の長年培った知識・経験を活用するとともに、定年退職から年金支給開始までの間の生活を支える仕組みとして、再任用制度を導入し、働く意欲と能力のある定年退職者等を再雇用しています。

また、厳しい財政状況下において高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応した行政サービスを実現するため、平成18年から任期付職員制度を導入し、専門知識や技量を有する者等を一時的、限定的業務に任期を区切り採用しています。さらに、平成24年4月1日から、本市独自の学級編成基準に基づき、複式学級を解消するため、市費負担の任期付教職員を採用し、より充実した教育環境の醸成を図っています。

	職種	区分	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
	再任用職員	一般行政職		0人	12人
技能労務職			0人	12人	12人
消防職			0人	1人	1人
合計			0人	25人	25人
任期付職員	一般行政職		1人	16人	17人
	教育職		3人	0人	3人
	技能労務職		0人	0人	0人
	合計		4人	16人	20人

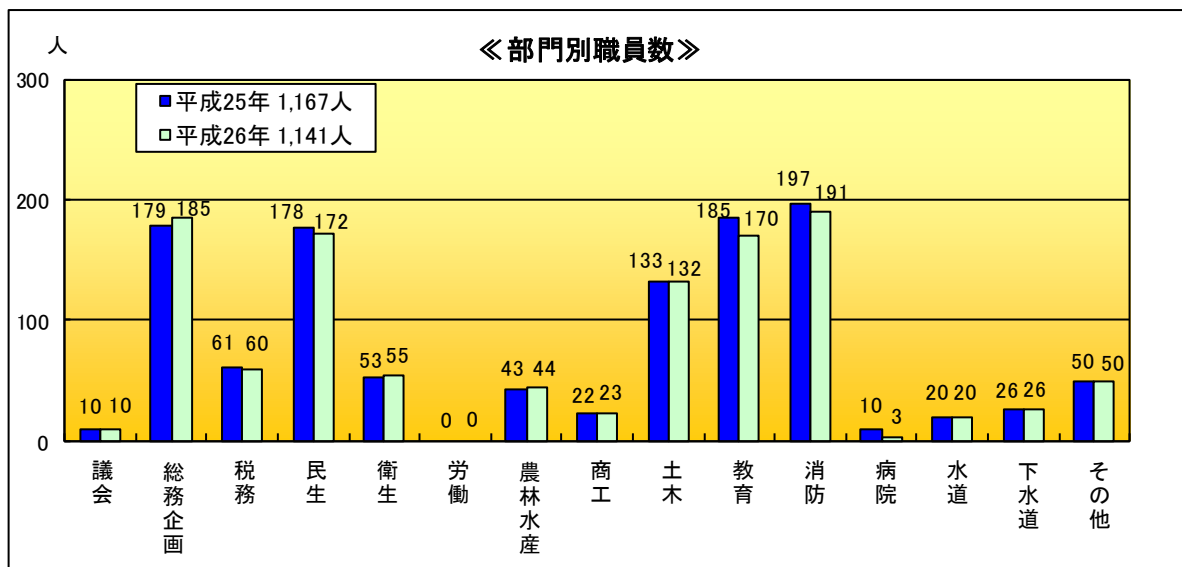
(4) 職員の離職の状況（平成25年度実績）

職種	一般行政職	技能労務職	消防職	小計	警察職	教育職	合計
退職者数	49人	13人	9人	71人	1人	9人	81人

※ 派遣元への帰任等を含みます。

(5) 定員管理の状況

① 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）



※ 小山市民病院は平成25年4月1日に地方独立行政法人に移行しました。

② 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数		平成26年度の 主な増減理由
		平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	
一般行政部門	議会	10人	10人	0人	0人	
	総務	179人	185人	4人	6人	業務強化
	税務	61人	60人	0人	▲1人	再任用制度の活用
	民生	178人	172人	2人	▲6人	事務の統合又は縮小
	衛生	53人	55人	4人	2人	業務強化
	労働	0人	0人	▲1人	0人	
	農林水産	43人	44人	1人	1人	業務強化
	商工	22人	23人	1人	1人	業務強化
	土木	133人	132人	▲3人	▲1人	事務の統合
	小計	679人	681人	8人	2人	
特別行政部門	教育	185人	170人	▲7人	▲15人	事務の統合
	消防	197人	191人	4人	▲6人	事務の移管
	小計	382人	361人	▲3人	▲21人	
普通会計		1,061人	1,042人	5人	▲19人	
公営企業等 会計部門	病院	10人	3人	▲309人	▲7人	
	水道	20人	20人	▲1人	0人	
	下水道	26人	26人	▲1人	0人	
	その他	50人	50人	0人	0人	
	小計	106人	99人	▲311人	▲7人	
合計		1,167人	1,141人	▲306人	▲26人	

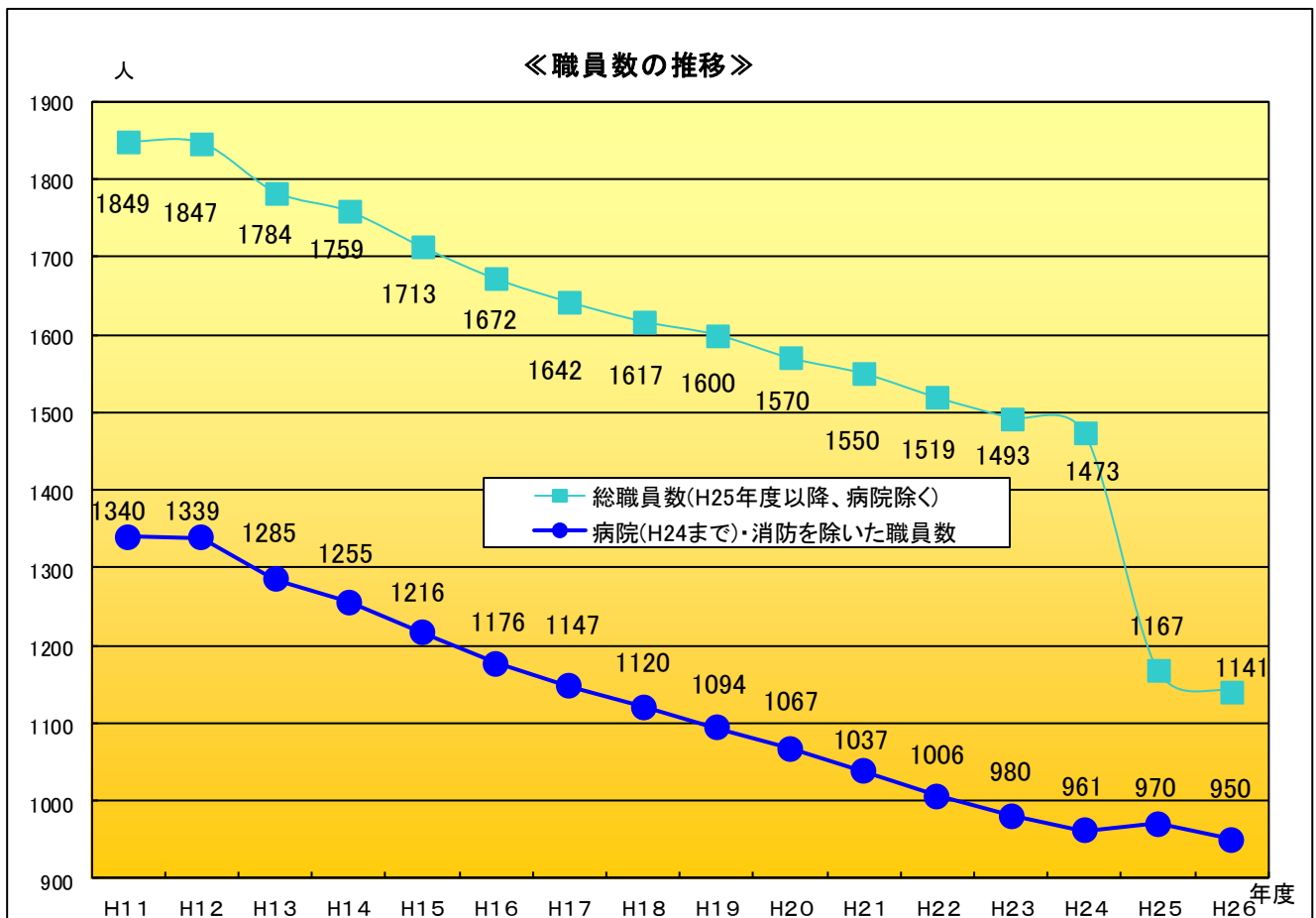
※ 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む。)で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

※ 小山市民病院は平成25年4月1日に地方独立行政法人に移行しました。

(6) 職員数の推移（各年4月1日現在）

小山市では、平成12年度からの「第3次小山市行政改革」及び平成17年度からの「第4次小山市行政改革」のもと、職員削減を目標とする定員適正化計画を策定し、事務事業の見直しや民間委託の推進など、定員の適正管理に取り組んできました。その結果、平成12年から平成26年までの14年間に合計706人の職員が削減され、本市行政のスリム化が図られました。

今後も定員適正化計画に基づき、引続き定員の適正な管理を継続していきます。

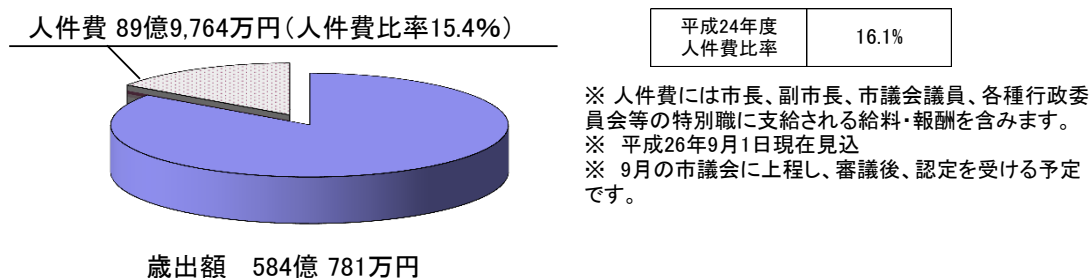


※ 小山市民病院は平成25年4月1日に非公務員型の一般地方独立行政法人に移行しました。

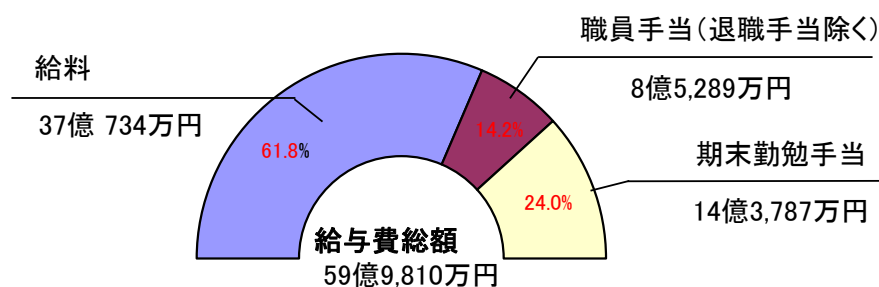
※ 平成25年度、平成26年度の病院・消防を除いた職員数には新小山市民病院派遣職員を含みます。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算見込)



(2) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算見込)



(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	一般行政職				技能労務職			
	平均給料月額	平均給与月額 〃 国ベース	年収ベース (試算値)	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 〃 国ベース	年収ベース (試算値)	平均年齢
小山市	331,300円	412,283円 366,718円	6,460千円	43.1歳	332,200円	368,675円 354,505円	5,853千円	52.3歳
国	307,220円 (332,446円)	- 376,257円 (405,463円)	未公表	43.1歳	272,119円 (286,850円)	- 309,534円 (325,400円)	未公表	49.9歳

- ※ 1 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
- ※ 2 「平均給与月額 国ベース」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ※ 3 「年収ベース」は、平均給与月額を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値です。
- ※ 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(4) 職員の初任給等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	小山市	国
一般行政職	大学卒	172,200円 163,987円 (172,200円)
	高校卒	144,500円 133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	126,200円 -

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（各年4月1日現在）

区分		経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満	経験年数20年 以上25年未満
一般行政職 (平成25年)	大学卒	230,700円	276,600円	340,700円	371,800円
	高校卒	187,300円	247,500円	295,000円	348,400円
一般行政職 (平成26年)	大学卒	232,800円	274,600円	344,000円	374,300円
	高校卒	191,600円	205,400円	285,400円	355,300円

【参考】国家公務員(行政(一)及び指定職)モデル給与例 人事院より(平成25年8月)

職務段階	年齢	家族構成	月額	年間給与
係員	18歳	独身	140,100円	2,226,000円
	22歳	独身	172,200円	2,736,000円
	25歳	独身	182,400円	2,898,000円
	30歳	配偶者	231,400円	3,660,000円
係長	35歳	配偶者、子1人	291,000円	4,652,000円
	40歳	配偶者、子2人	323,400円	5,163,000円
地方機関課長	50歳	配偶者、子2人	447,800円	7,040,000円
本府省課長補佐	35歳	配偶者、子1人	459,044円	7,344,000円
本府省課長	45歳	配偶者、子2人	732,662円	11,870,000円
本府省局長	—	—	1,076,160円	17,244,000円
事務次官	—	—	1,413,640円	22,652,000円

(6) ラスパイレス指数（国家公務員を100）

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	(参考値) 平成25年度
一般行政職	小山市	100.1	100.3	100.4	108.9	108.2	99.9
	県内市平均	100	100.0	100.2	108.1	107.5	99.4
技能労務職	小山市	118.3	117.4	116.1	120.4	119.9	113.7

- ※1 平成19年度より給料を1～2%削減しています(主事級職員は除く)。
 ただし、技能労務職員においては平成20年度は5%、21年度は6%、22～23年度は7%一律削減しています。
 平成24年度から技能労務職員は、7%削減後の給料表を制定しています。
- ※2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(7) 一般行政職の級別職員の状況等

① 級別職員の状況（平成26年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事・技師等		主査		係長 主任	課長・所長		部長等	—
職員数	84人	110人	53人	73人	221人	100人	14人	16人	671人
構成比	12.5%	16.4%	7.9%	10.9%	32.9%	14.9%	2.1%	2.4%	100.0%
参考	前年の職員数	79人	94人	59人	83人	223人	107人	16人	673人
	前年の構成比	11.7%	14.0%	8.8%	12.3%	33.1%	15.9%	2.4%	100.0%

- ※1 小山市給与条例に基づく給料表の級の区分による職員数です。
- ※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料			報酬		
	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
報酬等月額	970,000円	826,000円	693,000円	570,000円	513,000円	484,500円
期末手当	6月期 1.4月、12月期 1.55月、計 2.95月(平成25年度支給割合)					

- ※1 市長の給料は10%、副市長・教育長の給料及び議長・副議長・議員の報酬は5%減額しています。
 (表の金額は減額後の額です。)
- ※2 特別職の報酬は、小山市特別職報酬等審議会の答申を受けて定められています。

(9) 職員手当の状況 (平成25年度実績)

区分	内容				
扶養手当	(1) 配偶者	13,000円			
	(2) 配偶者以外の扶養親族	6,500円			
	※ 職員に配偶者がいない場合の1人目の子等	11,000円			
	(3) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき5,000円加算			
住手居当	(1) 借家・借間居住者	支給限度額	27,000円		
	(2) 持家居住者	2,000円			
通勤手当	(1) 交通機関利用者	支給限度額	55,000円		
	(2) 四輪自動車使用者 (片道2km以上の通勤者)	3,500円 ~ 44,200円			
	(3) 自転車・バイク使用者 (片道2km以上の通勤者)	2,600円 ~ 24,500円			
期末・勤勉手当	(平成25年度支給割合)				
		管理監督職員以外の職員		管理監督職員	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月 (0.65月)	0.675月 (0.325月)	1.025月 (0.55月)	0.875月 (0.425月)
	12月期	1.375月 (0.8月)	0.675月 (0.325月)	1.175月 (0.7月)	0.875月 (0.425月)
計	2.600月 (1.45月)	1.350月 (0.65月)	2.200月 (1.25月)	1.750月 (0.85月)	
	○ 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有				
	※ 括弧内は、再任用職員に係る支給割合です。				
退職手当	一般職の退職手当		特別職の退職手当		
		(自己都合)	(勸奨・定年)	職名	支給率
	勤続20年	23.03 月分	28.7875	市長	在職月数×42÷100
	勤続25年	32.83 月分	38.955	副市長	在職月数×25÷100
	勤続35年	46.55 月分	55.86	教育長	在職月数×21÷100
最高限度額	55.86 月分	55.86			
	○ その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
	○ 1人当たり平均支給額		22,747千円		
地域手当	支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)	支給実績	職員1人当たり年間支給額
	小山市、野木町	3%	3%	142,718千円	117,754円
特殊勤務手当	職員全体に占める支給職員の割合		29.8%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		16,475 円		
	手当の種類		13種類		
時間外手当	年間支給総額		355,816 千円		
	職員1人当たり年間支給額		311 千円		

※地域手当、特殊勤務手当、時間外手当については、病院・水道会計は除いています。

(10) 勤務時間の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

一週間の勤務時間	勤務の開始時刻	勤務の終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時～13 時

(11) 年次有給休暇の状況 (平成 25 年度実績)

制度概要	1 年度につき 20 日付与。現年度付与分のみ翌年度に繰り越し可。
平均使用日数	9.5 日

(12) 特別休暇等 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

種 類	付 与 日 数	
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	
裁判員、証人等として出頭するための休暇	必要と認められる期間	
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	
ボランティア休暇	5 日以内	
結婚休暇	連続する 7 日以内	
生理休暇	2 日以内	
妊婦の健康診査等のための休暇	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回 妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回 妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回 産後 1 年までは 1 回	
妊婦の通勤混雑緩和のための休暇	1 日を通じて 1 時間以内	
産前休暇	7 週間又は 8 週間以内	
産後休暇	8 週間以内	
育児時間	1 日 2 回それぞれ 30 分 又は 1 日 1 回 60 分	
妻の出産	2 日以内	
育児参加休暇	5 日以内	
子の看護のための休暇	5 日以内(2 人以上は 10 日)	
短期の介護休暇	5 日以内(2 人以上は 10 日)	
忌引	親族との続柄に応じ 7 日から 1 日以内	
父母の祭日(法要)	1 日以内	
夏季休暇	連続する 6 日以内	
災害による現住居の滅失等	7 日以内	
災害又は交通機関の事故等	必要と認められる期間	
災害時における身体の危険回避	必要と認められる期間	
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病、結核性疾患	1 年以内
	その他私傷病	90 日以内(市規則で定める負傷、疾病は 180 日)
組合休暇(任命権者が許可する場合)		30 日以内
修学部分休業		1 週間の勤務時間の 1/2 以内(無給)
自己啓発等休業	大学等課程の履修	2 年(特に必要がある場合は 3 年)以内
	国際貢献活動	3 年以内

(13) 育児休業等の状況（平成 25 年度実績）

	制度概要	新規取得者数
育児休業	3 歳未満の子を養育する場合に取得できる。子が 3 歳に達するまでの期間内で休業できる（無給）。	14 人 (0 人)
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合に取得できる。勤務時間の始め又は終わりに 1 日を通じて 2 時間以内（取得時間は無給）。	5 人 (0 人)
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合に取得できる。1 週間の勤務時間を 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分にできる（勤務時間数に応じて給料支給）。	1 人 (0 人)

※ それぞれ平成 25 年度の**新規取得者数**（カッコ内は男性職員）です。

(14) 介護休暇の状況（平成 25 年度実績）

制度概要	取得者数
配偶者、父母、子などの負傷、疾病、老齢により、介護をする場合に取得できる。連続する 6 ヶ月の期間内において必要と認められる期間（無給）。	1 人

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成 25 年度実績）

分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に行うものです。

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0 人	0 人	9 人	0 人	9 人

(2) 懲戒処分者数（平成 25 年度実績）

懲戒処分とは、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員に一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

4 職員の服務の状況

(1) 地方公務員の服務規律の概要

すべての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することと、全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員の服務の根本原則とされています。

具体的には、職務に専念する義務、法令や上司の職務上の命令に従う義務、信用を傷つけ不名誉となる行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、ストライキ等の争議行為の禁止、営利企業等に従事することの制限などです。

(2) 服務規律確保のためにとった措置の概要（平成 25 年度実績）

文書により、職員に職務遂行上の法令遵守はもとより、私生活においても市民から信頼される行動を促すとともに、管理監督者による指導の徹底を図り、職員の服務規律の確保に努めました。

(3) 営利企業等の従事の状況（平成 25 年度実績）

営利企業等の従事の内容	承認職員数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該団体の重要方針決定に参画する職員の地位を兼ねる場合	0 人
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0 人
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	4 人

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員研修では、行政の担い手である職員一人ひとりの能力開発と組織の活性化を図るため職員研修の充実・浸透や自己啓発意欲の促進を推進し、住民福祉の向上を実現するため、次のような研修を行いました。

(1) 小山市単独研修

時代の変化に対応し、より主体的・効率的に行政運営を行うための知識の習得と能力の向上を目的に実施しました。

(平成 25 年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
新任部長級職員研修	8 人	手話研修(初級)	7 人
新任課長級職員研修	26 人	手話研修(中級)	5 人
新任係長級職員研修	37 人	人事評価研修	218 人
新採用職員市単独研修	34 人	交通安全研修	961 人
新採用職員規律協調性向上研修	32 人	地域医療研修	422 人
法制執務研修	23 人	自主研究	7 人
中堅職員研修	18 人		
パソコン中級研修	21 人	合 計	1,819 人

(2) 小山地区職員研修協議会主催研修（小山市・下野市・野木町で構成）

主に係長級以下の職員を対象に、各階層に応じて、職員に必要な知識や技能の修得を目的に実施しました。

(平成 25 年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
新採用職員第1部研修	34 人	政策形成研修	16 人
新採用職員第2部研修	34 人	折衝交渉研修	150 人
新採用職員フォローアップ研修	33 人	JST 基本コース研修	57 人
接遇研修	32 人	プレゼンテーション能力開発研修	29 人
JKET(公務員倫理)研修	36 人	組織リーダー研修	31 人
中級職員研修	33 人	コーチング研修	26 人
キャリアデザイン(若手職員)研修	32 人	管理監督者研修	134 人
コミュニケーション研修	12 人	職員力向上研修	8 人
接客スキルアップ研修	29 人		
キャリアデザイン(中堅職員)研修	20 人	合 計	746 人

(3) 栃木県市町村振興協会主催研修(県内全市町で構成)

及び栃木県自治研修所合同研修

主に課長・係長級の職員を対象に、管理監督者として必要な知識や能力の養成を目的に実施しました。

(平成 25 年度実績)

研修名	受講者	研修名	受講者
行政法講座	3 人	タイムマネジメント講座	3 人
民法講座①	3 人	接遇レベルアップ講座	23 人
民法講座②	3 人	法務基礎養成講座	21 人
コミュニケーション・カウンセリング講座	1 人	プレゼンテーション講座	2 人
住民との協働講座	3 人	自治体職員広聴広報力向上講座①	2 人
メンタルヘルス講座	3 人	自治体職員広聴広報力向上講座②	1 人
メンタルヘルスケア講座	2 人	地方公務員制度指導者養成研修	1 人
職場リーダー講座	3 人	接遇指導者養成研修	2 人
課長級マネジメント(戦略経営)講座	2 人	JKET指導者養成研修	1 人
政策法務実践講座	3 人	企画力研修	2 人
クレーム対応力講座	6 人	情報力研修	1 人
組織内リスク管理講座	1 人	発想・企画力研修	1 人
ファシリテーション講座	2 人		
パワーハラスメント防止講座	6 人	合 計	101 人

(4) 派遣研修

高度な専門的知識を習得し、職場へフィードバックさせることによって、質の高い行政サービスの提供と事務の効率化を図るため、専門的な機関や民間企業に職員を派遣しました。

(平成 25 年度実績)

研修機関	研修科目	受講者
自治大学校	第2部課程(第 168 期)	1 人
	税務専門課程(第 86 期)	1 人
市町村アカデミー	固定資産税課税事務(土地)	1 人
	固定資産税課税事務(家屋)	1 人
	住民税課税事務	1 人
	市町村税徴収事務	1 人
	政策企画	1 人
国際文化アカデミー	これからの地域の国際化施策の新たなデザイン	1 人

【(4) 派遣研修の表の続き】

研 修 機 関	研 修 科 目	受 講 者
全国建設研修センター	建築施工マネジメント	1人
	都市再開発	1人
	建築基準法(建築物の監視)	1人
	開発許可	1人
	開発許可専門	1人
	道路管理一般	1人
	木造建築物の設計・施工のポイント	1人
	建築工事のポイント	1人
日本下水道事業団	管きょ設計 I	1人
日本経営協会	地方自治体女性職員交流研究会	2人
民間企業派遣研修		3人
合 計		22人

(5) その他（自己啓発活動等支援）

職員の自己啓発意欲を喚起し、職員の能力開発をすることにより、組織の活性化を図ることを目的に自己啓発活動等を支援しました。

- 通信教育研修講座の受講料の一部補助
- 自主研究グループ活動の支援及び助成
- 職場研修(OJT)実施の支援

(6) 勤務成績の評定

本市では、従来の勤務評定にかわる「人事評価制度」を平成 19 年度から試行導入しており、平成 22 年度から本格実施しました。

「人事評価制度」は、職員が業績意識のもとで業務目標の達成や能力開発に取り組み、結果として、努力し成果を上げた職員が適正な処遇を受けることで意欲向上に繋げ、また、評価結果のフィードバックにより人材育成を図る仕組みとなっており、評価結果については、翌年度 12 月期の勤勉手当に反映しています。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害補償の制度及び認定状況（平成 25 年度実績）

地方公務員災害補償基金	一般職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	4 名 (脳挫傷等)
小山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	非常勤職員・臨時職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	2 名 (骨折等)

(2) 健康診断実施状況（平成 25 年度実績）

区 分	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	401 人
人間ドック	30 歳以上の職員	725 人

(3) 健康管理研修会（平成 25 年度実績）

区 分	対象者	回 数
メンタルヘルス研修会	管理監督者・一般職員	各 1 回
パワーハラスメント防止研修会	管理監督者等	2 回

(4) メンタルヘルス対策事業（平成 25 年度実績）

区 分	対象者	内 容
ストレス健康相談	全職員	精神科医による相談を月に 1 回実施 相談件数:20 件
カウンセリング相談	全職員	産業カウンセラーによるカウンセリングを年 22 回実施 相談件数:98 件
ストレス調査	全職員	メンタル不調を防止するため、全職員を対象にストレスチェック(1 次)を実施、要配慮と判定された職員に対し、2 次調査を実施、その結果に応じて適宜カウンセリング相談等の事後フォローを実施

(5) 福利厚生事業

① 法律による制度(地方公務員等共済組合法)

	短期給付事業	長期給付事業	福祉事業
栃木県市町村職員共済組合	職員と家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害等への給付	退職・障害または死亡に対する年金や一時金の給付	健康の保持増進事業、保養施設の運営、貸付事業、貯金事業等

② 条例による制度(小山市職員共済会に関する条例)

ア 負担率(給料月額に対する掛金率)（平成 25 年度実績）

掛金(共済会費)	市補助金	負担割合(職員:市)
18,069,840 円 (給料月額の 1000 分の 4)	14,000,000 円	1 : 0.775

イ 市補助金決算額等（平成 25 年度実績）

補助金決算額	会員数	1人当たりの補助金負担額
14,000,000 円	1203 名	11,638 円

ウ 事業内容（平成 25 年度実績）

i) 補助金事業会計（市補助金により運営）

事業項目	内 容	助成単価等	受給者数
保健衛生費	人間ドック・脳ドック利用助成	自己負担額の 7 割(小山市民病院は 9 割)、脳ドックは 10,000 円	699 人
福利厚生費	(一財)小山市勤労者共済サービスセンター特別会員事業費	特別会員費:年額 3,928 千円 〔職員共済会が加入することで、職員が同センターの会員サービスを受けられる。〕	

ii) 掛金事業会計（会員の負担する掛金により運営）

事業項目	内 容	1人当たりの給付単価	受給者数
給 付 費	退会給付金	会員年数に応じて支給	88 人
	結婚祝金	3 万円	16 人
	銀婚祝金	2 万円	26 人
	傷病見舞金	1~2 万円(期間に応じて支給)	15 人
	出産祝金	1.5 万円	46 人
	入学祝金	1 万円	75 人
	卒業祝金	1 万円(中学校卒業)	45 人
	永年勤続祝	勤続 20 年 2 万円の旅行券	68 人
		勤続 30 年 6 万円の旅行券	19 人
	死亡弔慰金	1~10 万円(会員との関係に応じて支給)	76 人
	災害見舞金	5~30 万円(災害の程度に応じて支給)	0 人
調整給付金	5 万円	7 人	
福利厚生費	リフレッシュ助成	5 千円(最高限度)助成	1,149 人
	文化・体育クラブ活動助成	1 団体につき年間 30,000 円	14 団体

7 公平委員会の報告関係

平成 25 年度小山市公平委員会の業務の処理状況

(平成 25 年 4 月 1 日~平成 26 年 3 月 31 日)

業 務 内 容	件 数
勤務条件に関する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申立て	0 件
職員からの苦情の処理	1 件